

～ボートレース鳴門 プレゼンツ～

平成 30 年度

WeLoveなるとまちづくり活動応援補助金

－ 応募の手引き －



あなたのまちづくり活動を
応援します

皆さんの思いと行動が
鳴門のまちの未来へつながります

「『なると第九』を発信していきたい」
「鳴門の観光資源を発信していきたい」
「いつまでも健康に暮らせるまちにしたい」
「子どもたちの笑顔があふれるまちにしたい」…

市では、「鳴門市自治基本条例」の理念に基づき、市民の皆さんの自発的なまちづくり活動を応援するため、『公募提案型補助金』制度を設けています。

ご応募をお待ちしています。



応募
期間

平成 30 年 2 月 1 日 (木)

～平成 30 年 2 月 28 日 (水)

※ この公募は、関連予算の成立を前提に募集の手続きを行うものです。



We Loveなるとまちづくり活動応援補助金の概要



この補助金は、市民の皆さん自らが企画実施するまちづくり活動を、市が資金面でサポートすることで、団体活動の活性化と経済的な自立にお役立ていただき、「市民が主役のまちづくり」の実現をめざすものです。まちづくりの主役は、市民の皆さんです。ぜひご活用ください。

※ なお、本補助金は、関連予算の成立前に公募を行うものであり、予算成立の状況に応じて、補助事業の内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

1 対象団体

補助の対象となる団体は、次の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 市内に在住又は在勤若しくは在学する者を5人以上含む団体
- (2) 市内に事務所を有し、市内で主たる活動を行う団体
- (3) 運営に関する会則等があり、適正な会計処理を行う団体
- (4) 役員構成が明らかで、市長又は市職員（臨時的任用職員及び非常勤の特別職を除く。）若しくは市議会議員が代表者でない団体

※当補助金の募集をきっかけに新たな団体を設立する場合も、応募は可能です。

ただし、次のいずれかに該当する団体は、対象団体となりませんので注意してください。

- (1) 団体の構成員として市が含まれている団体
- (2) 政治的活動、宗教的活動又は特定の人物に対する支持を目的とする団体
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある団体

2 対象事業

補助の対象となる事業は、次の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 対象団体が自ら企画実施する事業
- (2) 平成31年3月31日までに完了する事業
- (3) 公益的、社会貢献的な活動であって、地域課題や社会的な課題の解決につながる事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象事業となりませんので注意してください。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 事業効果が当該団体や特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 政治、宗教、選挙活動に関わる事業
- (4) 同一の事業に対して、国、他の地方公共団体から補助金又は委託料を受けている事業
- (5) 既に定着していると認められる事業（新たな企画が加わることなどにより事業の拡充又は改善が図られるものは除く。）
- (6) その他補助金を交付することが適切でないと思われる事業

3 応募部門

応募部門は、次の2部門です。同一の団体が、1年度に申請できる事業は1事業です。

部門	補助金の額	内容等
市民提案型事業	補助対象経費の3/4又は30万円のいずれか低い額以内。 <u>ただし、同一の事業で2回目の助成を受ける場合は、補助対象経費の2/3又は30万円のいずれか低い額以内。</u>	市民活動団体等が、自由に企画提案を行い、地域課題解決に向けて事業に取り組みます。 <u>※同一団体・同一事業に対する補助金交付は、2回までとします。</u>
行政提案型事業	補助対象経費の10/10又は50万円のいずれか低い額以内。	市が設定したテーマに対し、市民活動団体等が、自らが持つ強みやノウハウを生かした企画提案を行い、市と協働で事業を実施することで、地域課題解決を目指します。

※算出した額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とします。

※同一の事業で2回目の補助を受けようとする場合は、当該年度の申請及び選考の手続きを経ていただく必要があります。

※補助事業を実施する際、事業実施により収入が生じた場合や残余金が発生した場合、対象経費と認められない支出があった場合には、精算後戻し入れを行っていただきます。

市民提案型事業

市民活動団体の皆さんが自由に企画提案を行い、
地域課題解決に向けて取り組む事業です。

行政提案型事業

鳴門市が地域課題を提示し、
設定されたテーマに対して、市民活動団体の皆さんが企画提案を行い、地域課題解決に向けて市と協働で取り組む事業です。



行政提案型協働事業 設定テーマ一覧

①「魅力ある『なると第九』を発信しよう！」

■課題の概要

いよいよ今年は「第九」アジア初演100周年の節目の年を迎えることとなりました。そこで、これまで以上に「なると第九」が市民の郷土の宝として再認識され、本市における重要なブランドの一つとして、全国的にも認知されるために、市内外に向けて、「第九」の精神を体現した板東俘虜収容所に関連する様々な資源を情報発信するとともに、後世に伝えていくことが必要です。そのために、学習できる講座や人材、施設、イベント活用など多様な方法を用いて啓発や学習を行うことが課題となっています。

■事業への期待

鳴門市が「第九」アジア初演の地であり、またその背景には誇るべき歴史があったことを正しく知る機会がなかった方も多くいらっしゃいます。そうした方々を対象に、「なると第九」の歴史に触れる機会の創出が図られるとともに、創り手、受け手がともに自分たちの手で郷土の宝を受け継いでいこうとするきっかけづくりになることを期待します。さらには、「第九」アジア初演100周年の機運を、市民挙げて盛り上がる事業となることに期待します。

担当課：市民環境部「第九」ブランド化推進室 電話（088）684-1538

②「鳴門の文化芸術活動を盛り上げよう！」

■課題の概要

近年、少子高齢化の進展や社会情勢の変化に伴い、市民ニーズは多様化しており、鳴門市の文化活動の担い手である団体や指導者の高齢化が進んでおります。

鳴門市の文化振興を図るためには、日頃の活動成果を発表できる場や新たに参加できるきっかけづくり、趣味の合う仲間との交流機会の提供など、市民の皆さんの文化芸術活動に親しむことが出来る環境づくりを進めるとともに、若い世代の参加促進を図るなど、新たな担い手の発掘・育成が求められています。

■事業への期待

文化芸術活動に関心を持ち、自ら活動する市民が増えることにより、市民文化の裾野が広がり、子どもから高齢者まで市民の皆さんが継続的に文化・芸術活動に親しむことができる環境づくりが進み、市民の皆さん一人ひとりの日常生活におけるゆとりと潤いにつなげることが期待できます。さらに、鳴門市の伝統的な文化・芸術の創造・育成・発信のきっかけになることが期待できます。

担当課：市民環境部 文化交流推進課 電話（088）684-1199

③「鳴門の観光資源をPRしよう！」

■課題の概要

本市には、世界遺産登録を目指す鳴門海峡の渦潮や四国遍路をはじめ、阿波おどりや「第九」、大谷焼、鳴門鯛・鳴門わかめに代表される新鮮な「食」など豊かな自然・歴史・文化に裏付けられた魅力ある観光資源が数多く存在します。

こうした魅力ある観光資源を活かし、交流人口の増加や地域活性化を実現するためには、地域住民や各種団体等多様な方々の協力を得て、行政とは違った視点で観光PRを推進していくことがより一層重要になってくるものと考えています。

■事業への期待

本市においては、観光キャンペーンやイベントをはじめ、インターネットやパンフレット、ラッピングバス、マスメディアなど様々なツールを活用して、積極的に観光PRを行っています。

本事業を活用し、独自の視点・手法で市内外にPRしていただくことで、鳴門の魅力に触れる新たな機会を創出するとともに、本市のPR戦略との相乗効果が期待できると考えています。また、既存の観光資源のPRだけでなく、新たな資源の発掘や再発見などにも期待したいです。

担当課：経済建設部 観光振興課 電話（088）684-1157

鳴門のまちを元気にしよう！



4 対象となる経費

補助金の交付決定日（4月上旬を予定）から平成31年3月31日までの期間において、対象団体が実施する対象事業に要する経費のうち、以下の経費が対象です。

費用分類	経費の内容
報償費	講師・専門家等への報償、謝礼等
消耗品費	材料・消耗品等の購入費等
備品購入費	事業に必要な備品の購入費等（※）
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷費等
役務費	事業実施に係るボランティア保険料、賃借物品に係る賠償責任保険料等
使用料、賃借料	イベント会場等の使用料、資機材等の使用料等
その他	市長が特に必要と認める経費

※備品とは、1品1万円以上の物品で、原則としてリース対応が困難又は著しく不利益な場合に限ります。これに該当しない物品は消耗品として扱います。

※備品購入費の合計の上限額は、交付金額の1/4以内とします。

ただし、次の経費は補助対象外となりますので、注意してください。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費（家賃や光熱水費等）
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費（日常的な事務費、会員への会報作成費等）
- (3) 団体の構成員の飲食費や親睦に要する経費
- (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等の経費（事務局員の人件費等を含む）
- (5) 補助対象事業以外の事業でも使用できる、汎用性の高い備品等の購入に要する経費（例：パソコン、プリンタ、カメラ、ソフトウェアなどの機材類）
- (6) その他適当でないと認める経費

5 ボートレース鳴門の地域貢献広報

本補助金事業は「ボートレース鳴門まちづくり基金」を活用して補助を行うことから、実施するイベント等のポスターやチラシ、看板等に、「当事業はボートレース鳴門の収益で実施しています」の一文を入れていただき「ボートレース鳴門プレゼンツ WeLove なんとまちづくり活動応援補助金を活用して実施する」旨の広報表示を行っていただきます。なお、表示にかかる経費は補助の対象とします。

6 応募方法と選考スケジュール

①応募書類

補助金の交付を希望される団体は、次の書類を応募期間内に提出してください。

- (1) 企画提案書（様式第1号） (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号） (4) 団体概要説明書（様式第4号）
- (5) 団体の規約、会則、定款、寄附行為その他これに類するもの
- (6) 団体の役員名簿
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（前年度の総会資料など）

②応募期間

平成30年2月1日（木）から平成30年2月28日（水）まで

※期間中（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時の間に下記担当窓口にご提出ください。郵送の場合は、2月28日（水）消印有効とします。

③選考スケジュール

- 3月上旬 書類選考
- 3月17日（土） 事業選考検討会の開催（詳細は、書類選考通過団体に別途通知）
- 4月上旬 採択事業決定・事業開始予定

※選考の結果は、応募団体に個別に通知します。

選考について

書類選考及び学識経験者などで構成する事業選考検討会の意見を参考に採択事業を決定します。なお、応募団体には、事業選考検討会において公開によるプレゼンテーション（事業内容の説明）を行っていただきます。

なお、選考の基準は次のとおりです。

- ① 地域課題の解決につながる事業であるか。 ② 市民のニーズに合致した事業であるか。
- ③ 公共の福祉向上、市民全体の利益の増進につながり、公益性が高い事業であるか。
- ④ 新たな公共の担い手となる団体の活動が活性化し、他団体にも好影響を与えることができる事業であるか。
- ⑤ 計画性があり、実現可能な事業であるか。
- ⑥ 自己資金確保にも努め、継続性のある事業であるか、また責任を持って履行できる団体であるか。

その他、事業の独創性、チャレンジ性、先駆性なども含め、総合的に判断します。

※申請書の様式は、下記の担当窓口でも配布しています。

また、鳴門市公式ウェブサイトからもダウンロードいただけます。

『 [鳴門市公式ウェブサイト](#) 』 → 『 [申請書ダウンロード](#) 』 → 『 [市民活動](#) 』

この応募の手引きの内容や申請書の記入方法など、わからないことはお気軽に担当窓口にご相談ください。

担当窓口 〒772-8501

鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

鳴門市役所 市民環境部市民協働推進課（市役所本庁舎2階）

電話（088）684-1189

E-mail shiminkyodo@city.naruto.i-tokushima.jp

BOAT RACE 鳴門

2018年度は
4月1日から薄暮レース
9月22日からモーニングレース



なるちゃん

この補助金は、「ボートレース鳴門まちづくり基金」を活用しています。
ボートレース鳴門では、地域の活性化を図り、協働によるまちづくりを推進するため、収益金を活用して市民の皆さんのまちづくり活動を応援します。